

愛情銀行に支えられる千歳市社協の活動



新任福祉委員研修会



福祉教育(車椅子体験)



ボランティアセンター(ランチデー)



所在不明高齢者捜索模擬訓練



災害救援ボランティア(総合防災訓練)



救急カード事業

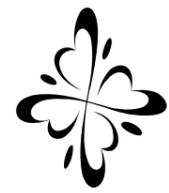
～自分が築いた財産を地域福祉の推進のために活かしたい～

千歳市社会福祉協議会

愛情銀行の ご案内

遺言による寄附をお考えの方へ

—— お問合せ、ご相談はお気軽に千歳市社会福祉協議会 総務課にご連絡ください。 ——



ふれあいささえあいネットワーク

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会

〒066-0042 千歳市東雲町1丁目11番地
TEL.0123-27-2525 FAX.0123-27-2528
URL : <http://www.chitose-shakyo.or.jp>

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会



社会福祉協議会(社協)とは

「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体

地域に生活する住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、福祉施設などの関係者が協力して、子どもから高齢者までの様々な福祉の問題の解決をとおして、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を進めています。「社会福祉法」という法律の中で「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられた「公共性」、「公益性」の高い民間の組織です。

愛情銀行とは

社協活動に役立ててみませんか

愛情銀行は、福祉のまちづくりを市民のみなさんとともに推進するための財源を受け付ける寄附の窓口として千歳市社協に設置しています。千歳市社協は次のような独自の活動を行っています。

これまでに愛情銀行へ寄せられた実績（過去5年間）

(平成27年度)	一般預託	92件	3,563,520円
(平成26年度)	一般預託	103件	4,861,811円
(平成25年度)	一般預託	113件	4,815,640円
(平成24年度)	一般預託	124件	5,043,098円
(平成23年度)	一般預託	132件	4,208,294円



・福祉委員活動の推進

近隣同士の見守りや助け合い活動を進めていただく福祉委員さんの拡大を図っています。

・小地域福祉ネットワーク事業の推進

町内会を単位として、高齢者など近隣の人びとの見守り等が必要な方へ支援活動を展開する住民の福祉活動を側面的（助成を含め）に支援しています。

・救急カード事業の推進

ご本人の医療情報を記載できるカードを配付し、予め備えておくことで救急救命の際に役立てていただきます。

・ボランティアセンターの運営

ボランティア活動をしたい方とボランティア活動に来てほしい方をつなげ、またボランティア活動の輪を広げ、さらにボランティア活動に関する相談や情報の提供を行っています。

・災害救援ボランティアセンターの設置

災害が発生し、被災した人たちや地域を支援するために、臨時的・応急的に作られるボランティアセンターです。センターの役割は「被災者になるべく元の生活に早く戻れるように、ボランティアと協力して生活を支援すること」と「ボランティアが活動しやすいように調整し支援する」ことです。

・法人後見事業の実施

社協が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。

・各種相談、生活応急資金の貸付

日常生活の心配ごとや悩みごとの相談に応じ、助言や援助を行います。また、その日の生活に困窮している世帯に対して小口資金の貸付を行っています。

・福祉教育の推進

小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、児童期から福祉の目を持ち、助け合いの心を養い、ボランティア活動の実践ができるよう福祉教育に必要な情報提供、体験学習のための福祉用具の貸出しなどを行っています。

・千歳地域SOSネットワークの推進

認知症や障がいのある方等がちょっとしたきっかけで自宅を出たまま行方不明になった時に、市内の様々な機関や会社と協力して、早期発見・保護に努めています。

・千歳地域見守りネットワークの推進

見守り協力事業者が日常業務の中で気になる様子やいつもと違う異変を発見した時に社協へ連絡をいただき、関係機関と連携して必要な支援を行うことにより、孤立死など異変の早期発見につなげています。



遺言による寄附(遺贈)をお考えの方へ

遺贈とは

遺言で

遺言により、自分が亡くなった後に自分の財産を特定の個人や団体に遺言者の財産を分けることができます。これを「遺贈(いぞう)」といいます。

一部又はすべての財産の受取人として、「社会福祉法人千歳市社会福祉協議会愛情銀行」を指定することにより、千歳市の地域福祉推進に遺産を役立てることができます。



寄附の方法

遺言書について

ご本人の思いをかなえるためにも遺言書をご用意ください。

遺言書には、2人以上の証人の立ち会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」と遺言者が遺言内容の全文、作成日、氏名を自筆で書き、捺印した「自筆証書遺言」等があります。遺贈先には「社会福祉法人千歳市社会福祉協議会愛情銀行」とお書きください。

遺言書の作成、保管は専門家・専門機関(弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、公証人、信託銀行など)のアドバイスを受けられることをお勧めします。

遺言執行者について

財産を円滑に寄附するためには、遺言書の中で遺言執行者を指定なさるようにお勧めしております。遺言執行者には専門家・専門機関を選ばれる方が多いようです。

遺言執行について

遺言執行者が遺言書に基づいて手続きを行います。本会は遺言執行者から連絡を受け、遅滞なく遺贈を受領します。

なお、不動産や有価証券などの現金以外の財産をご寄附いただく場合は、遺産を有効に活用するため、現金化して(換価現金化)からご寄附くださいますようお願いいたします。